



津野町景観計画

津野町

令和7年12月改定

目次

前文

この景観計画の考え方（原則）	1
景観計画改定の経緯	2

第1章 津野町の地域特性と歴史

1 自然特性と歴史	3
2 人口動態	4
3 産業	4
4 土地利用	4

第2章 津野町における景観の特性と課題

1 四国カルスト天狗高原周辺	5
2 四万十川周辺	6
3 新荘川周辺	7
4 農村集落	8
5 農村集落（棚田・段畑集落）	9
6 市街地（商業地区・住宅地区）	10

第3章 津野町の景観形成に関する理念・目標

1 理念	11
2 町・町民・事業者の責務	12

第4章 景観計画区域

1 景観計画区域	15
2 区域の区分	15

第5章 良好な景観づくりの方針

1 基本方針	17
2 既存計画との調和	17
3 景観特性ごとの良好な景観づくりの方針	18
4 重点地区別の良好な景観づくりの方針	19
5 四万十川流域の文化的景観の保全・継承	25

第6章 良好な景観形成のため行為の制限

1 届出の流れ	27
2 届出対象行為	28
3 届出が適用されない行為	30
4 景観形成基準	32

第7章	景観重要建造物及び樹木の指定方針	
1	景観重要建造物の指定方針	44
2	景観重要樹木の指定方針	45
第8章	景観重要公共施設の整備に関する事項	
1	公共施設の整備に関する基本方針	46
2	対象施設	46
3	景観重要河川の整備方針	48
4	景観重要道路の整備方針	49
第9章	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	50
第10章	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	52
第11章	その他の景観形成の取り組み	
1	優良な景観建築物等の認定並び表彰	53
2	自主的な地域づくり・景観づくり団体への支援措置等	53

前文

この景観計画の考え方（原則）

津野町は、「日本最後の清流」と評される四万十川の源流点を有する町として、流域市町と連携し「景観法」による「景観行政団体」となり、豊かな自然景観や優れた伝統文化の保護、育成に努めることとなった。

ついては、津野町における今後の景観計画のあり方についての基本的な考え方をここに示すものである。

津野町の主な景観の特性は、不入山を源とする「四万十川」と第二支流である「北川川」そして、我国で最後にニホンカワウソが確認された清流「新莊川」の三つの河川を軸として形成されており、日本三大カルストの一つである「四国カルスト」や「不入溪谷」「長沢の滝」そして「鶴松の森」や「棚田風景」など多くの景勝地を有すると共に、悠久の歴史の中で培われてきた津野町ならではの集落形態や、そこで育まれてきた「津野山古式神楽」「花取り踊り」そして「高野農村歌舞伎」などの貴重な伝統芸能も今に受け継がれている。

本町では、これらの恵まれた自然環境や伝統文化の保全や育成を図るため、「津野町環境基本条例」や「津野町四万十川の保全及び振興に関する基本条例（以下、「津野町四万十川条例」という。）」また「津野町文化財保護条例」等を制定し住民の理解のもとに取り組んできた。

そのような中、平成16年6月に国において良好な景観を促進するための法律として「景観法」が制定され、各地で地域の特性を活かした景観づくりに取り組む動きが活発化してきた。

また平成21年には文化財保護法に基づき、国により四万十川流域が重要な文化的景観として選定され、全国初の5市町連携による文化的景観の保全整備の取り組みを行っている。

良好な景観は、そこに暮らす人々にとって快適さや豊かさ、ゆとりを与えるばかりではなく、訪れる人々を魅了し、引き付け、町に賑わいと活気を呼び起こす原動力ともなるものである。

ついては、本景観計画は、景観法第8条第1項の規定により景観計画として、津野町の良好な景観づくりに関する理念や町・町民・事業者の責務を示すとともに、景観法に基づく景観計画区域、良好な景観づくりの方針、届出を要する建築行為等とその行為に関する制限、自主的な地域づくりを行う者等の認定及び支援等、景観施策の基本的事項を定めることにより、津野町の個性有る良好な景観づくりを進めるための指針とするものである。

景観計画改定の経緯

景観計画の策定後、10年以上が経過するなかで、四万十川流域の文化的景観の選定地内等において、当初想定できなかった山や川への影響が懸念される自然再生エネルギー等の開発計画への対応等の必要性から、令和5年度に四万十川流域5市町の文化的景観保存活用計画が改定され、四万十川流域の文化的景観保全の考え方が示されました。

これを受け、本計画では、流域5市町と連携しながら四万十川流域の文化的景観の保護の取り組みと整合を図るとともに、久礼の文化的景観の保護の取り組みについても見直しを行うことにより、本町の一体的な良好な景観の保全・創出に向け、景観計画の改定を行うものです。

第1章 津野町の地域特性と歴史

1 自然特性と歴史

本町は、高知県の中西部に位置し、日本三大カルスト台地の一つである四国カルスト天狗高原（標高1,485m）や四万十川の源流点である不入山（標高1,336m）を背にして、太平洋へと蛇行を繰り返し流れる二つの四万十川（本流・支流）沿いに点在する東津野地区の集落と、鶴松森（標高1,100m）を源として須崎湾に注ぐ、清流新荘川とその支流の河川沿いに集落や耕地が開けた中山間地に位置する町である。

町の総面積は197.85km²で、そのうち約90%が山林で占められ、耕地面積は4.8km²と極めて少なく、その耕地の大部分は山の傾斜に沿って棚田や段畑状に形成されている。

また、気候は標高差1,400mの地形的条件もあり比較的温暖な東部地域と冬場には積雪が度々発生する西部地域とでは寒暖の差も大きく、また背後を四国山脈に囲まれているため、年間降水量が3,000mmを超える全国でも有数の多雨地帯となっている。

この様な気候条件のなか、かつては常緑広葉樹林であった山林の多くは、スギ・ヒノキなどの人工林化が進んではいるものの、不入山や四国山脈付近においては、ブナやモミ、ツガ、高野マキ、ヒメシャラ、カエデなどの高山特有の樹木の群落が分布し、また川沿いの二次林にはシイやカシ・イロハ紅葉・ネムノキ・コナラ、ウルシなどの群落が点在するなど多様な植生を形成し、四季の変化を醸しだしている。

また、本町の歴史は古く、縄文時代初期の遺跡（船戸遺跡）が確認されているが、津野町の歴史のなかで中世期、約700年にわたって津野山地域を開発・統治してきた津野氏の影響は極めて大きいものがある。

特に、津野氏は農地の開発と併せて三嶋神社の建立や「津野山古式神楽」「花取り踊り」「江島踊り」「農村歌舞伎」などの文化の振興にも努め、これらは山間の地域色と都や伊予、土佐などの他の地域からもたらされた文化が融合し、独自の発展を遂げ、茶堂や古民家・棚田などの山里風景と共に津野山文化として今に受け継がれている。

2 人口動態

本町の人口は昭和 25 年をピーク（15,371 人）に、その後一貫して人口減少が続いている。特に高度成長期の昭和 35 年の国勢調査時（13,249 人）であった人口が平成 17 年には 6,862 人とほぼ半減し、令和 2 年には 5,291 人と減少傾向が続いている。また、世帯数では平成 17 年に 2,463 世帯だったが、令和 2 年には 2,206 世帯と 200 世帯以上の減少であり、集落内における空き家の増加や無耕作地等、その影響は集落の景観にもあらわれている。

3 産業

農業では、温暖多雨の気候のもと、谷あいには点在する農用地の基盤整備が進められ生産性の向上を図っている。主要な作物は、水稲のほか、ショウガ、シシトウ、茶のほか施設園芸のナス、ミョウガ、花等である。農家戸数は減少が続いているものの、専業経営の他、畜産や林業も含めた複合経営や兼業経営として営まれているものの、若者の農業離れや高齢化、鳥獣による作物被害など中山間地の農業としての課題を抱えている。

商業では、町内のほとんどが小規模経営で取扱商品としては日常生活用品が中心の店舗が中心である。近年の道路交通網の整備と町民の就業の場が町外にもあることから須崎市や高知市の大型店等の影響もあり、極めて厳しい状況にあるとともに、商店街における経営者の高齢者による閉店など、地域内での購買力は低下している。

4 土地利用

本町の総面積は 197.85km²であり、うち林野が 176.6km²、耕地が 4.8km²、そして宅地等が 16.8km²となっている。平坦な地形は少なく、耕地や宅地の多くは四万十川や新莊川沿いの傾斜地や支流の谷筋、または山間の傾斜地に分散して集落が形成されている。

商店や事業所などの都市的な土地利用は、葉山地区の国道 197 号沿道や四万十川源流に近い船戸地区、北川川沿いの新田地区等に見られる。

第2章 津野町における景観の特性と課題

1 四国カルスト天狗高原周辺

(1) 特性

町の北部に位置する四国カルスト天狗高原は、愛媛県と境を接する標高1,485mのカルスト台地である。

本カルスト台地は、山口県の秋吉台や福岡県の平尾台とともに日本三大カルストの一つであるが、標高においては最も高いカルスト台地となっており、石鎚連峰から太平洋まで、見渡すかぎりの360度の大自然は別格のものである。

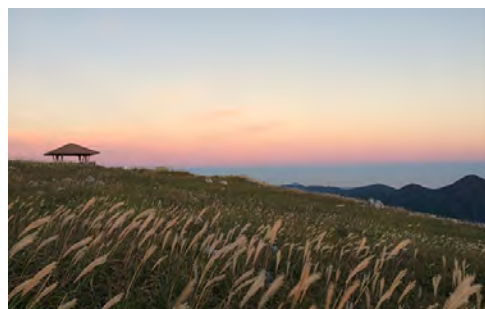
また、そこには高山ならではの風景や自然が息づき、春はブナやヒメシャラ、カエデなどの新緑が香り、初夏は緑濃い草々の中に羊の群れと見まがう石灰群と可憐な花々が咲き乱れ、秋にはカエデや紅葉が美しい紅葉を、冬は木の葉も草も枯れ落ちて、何とも言えない静寂の世界を醸しだし、訪れる人々に四季折々の景色を演出してくれる場所となっている。

(2) 課題

四国カルスト天狗高原の魅力は、四国の尾根から眺める壮大なパノラマと豊かな自然景観にある。その恵まれた資源の活用を図る為にも道路の整備や交流拠点の整備は必要不可欠であり、如何に景観や環境と調和した地域開発を進めるかが重要な課題となっている。



四国カルスト



天狗高原

2 四万十川周辺

(1) 特性

本町には、不入山を源とする河川が二つある。

一つは、船戸地区を通過し四万十町に流れる四万十川の本流である。もう一つは、不入山の裏を源とし北川地区を経て梶原町に流れる、四万十川第二支流北川川である。

何れの川も、山間地特有の滝や溪谷また巨石が点在する河川景観を有し、水清く美しい流れを形成している。

特に、本流の源流点周辺は、木漏れ日の中に苔むした岩や小川のせせらぎが良く似合う場所となっている。

第二支流北川川は古くからアユやアメゴ、うなぎなど多くの魚類が生息する河川として知られる所であり、春から夏にかけてのシーズンには多くの太公望が訪れる場所となっている。

また、春には川岸に岸ツツジの薄紫の花が咲き誇り、周辺の集落と相まった景観は山里の原風景を思わせる。

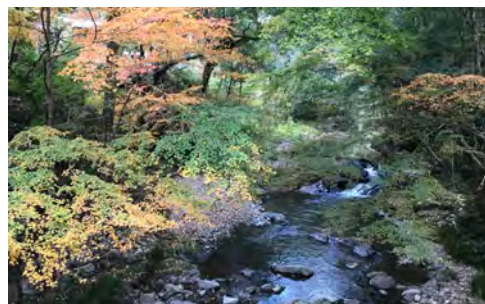
(2) 課題

四万十川の源流点を有する本町では、旧村時代から「近自然工法」を用いて、河川景観の保全や魚族や水生生物の生息環境の整備に取り組んできた。

しかしながら、近年山林の荒廃を起因とした水量の減少や水質の悪化が大きな問題となっている。については、水辺林などの水際環境保全と合わせて水源である山林の維持管理のあり方が大きな課題となっている。



四万十川



北川川

3 新莊川周辺

(1) 特性

鶴松山を源流として、須崎湾に流れる新莊川は我国で最後にカワウソが確認された河川として知られている。

河川延長は30数キロと短い川ではあるが、アユやツガニ、手長エビなどが生息しており、また、流れが比較的緩やかであることから、家族づれや子供達の憩いの場として人気が高く、河川プールなども整備されている。

(2) 課題

本河川は、流れが緩やかで安全な川として人気の高い川ではあるが、近年河川環境の変化と共に魚族の生息数が減少傾向にある。

その主たる要因は、魚族の生息する自然河岸や岩陰などが減少したことにあると考えられる。ついでには水辺林の保全と合わせて、魚や水生生物の生息環境の整備が求められている。



新莊川



かわうそ自然公園

4 農村集落

(新土居・永野・赤木・床鍋・杉ノ川・白石・船戸・桑ヶ市・力石・北川・芳生野等の地域)

(1) 特性

本町の集落の多くは、新莊川並びに四万十川と第二支流である北川川沿いや、その支流となっている小河川沿いに点在している。

これらの集落は、山懐に包まれて豊かな自然の中で、地形に沿って土地利用がなされ、茶堂や神社、住宅、水田や畑、茶畑や果樹などの里山風景と共に、多くの史跡や民俗文化を今に伝えている。

(2) 課題

本町の集落は、その地形条件によって各集落特有の景観を有すると共に、歴史を伝える古民家や集落独自の歴史や伝統文化また自然環境を有している。

については、これらの地域が持つ資源の掘り起こしを行うと共に、周辺景観と調和した景観ポイント等を整備し、住む者が魅力を感じる集落の整備が求められている。



桑ヶ市 (四万十川流域)



船戸 (四万十川流域)



下野 (北川川流域)



姫野々 (新莊川流域)

5 農村集落（棚田・段畑集落）

（樺ノ川地区・貝ノ川地区・西黒川地区・桂地区・宮谷地区・枝ヶ谷地区）

（1）特性

本町の農地の多くは棚田や段畑で形成されている。特に樺ノ川地区や貝ノ川地区、西黒川地区また宮谷地区などにおいては、比較的規模の大きな集落が形成されており、丹念に積み上げられた石積みが見る者に歴史を感じさせる。

また、布施ヶ坂の傾斜地では手入れの行き届いた茶畑の風景は美しく、特に春の新緑の頃は遠方に見える山並みと相まって、道行者に一服の眺めを饗している。棚田や段畑は、山間地域の傾斜の急な地形や気候風土に合わせて、暮らしを育んできた先人の知恵と汗の結晶であり、それは「万里の長城に匹敵する「人類の遺産」である。」と、文豪司馬遼太郎は棚田の持つ歴史的価値を表している。

（2）課題

今日、山間地域は過疎化、高齢化と相まって農業離れが深刻な状況であり、特に生産効率の悪い棚田や段畑などにおいては放棄地化が深刻な問題となっている。しかしながら、これらの棚田や段畑は山間地域独特の風景であり、今後もし残して行かねばならない貴重な歴史的財産である。

については、地域の人々に棚田や段畑の歴史的な価値の理解を求め、棚田の石組みの維持や保全に取り組む。

また、棚田や段畑など周辺景観と調和した集落の形成に努めると共に、景観ポイントの整備や交流施設の整備等に取り組み、観光・交流など新たな保存のための取組みが必要である。



宮谷（四万十川流域）



貝の川（新莊川流域）

6 市街地（商業地区・住宅地区）

（姫野々・新田地区等の地域）

（1）特性

本町の市街地は国道 197 号沿線を中心として、旧村の中心地区を軸として構成されている。

姫野々地区は、かつてこの津野山地域（旧葉山、旧東津野、梶原町）一体を治めた津野氏の居城が在った地域であり、その城下町として発展してきた歴史的にも古い街である。近年、商業施設やマンションなど住宅化が進んでおり、古くからの農村集落形態は薄れつつあるが、新たな町並みづくりの観点からも建築物の外観デザインや階数、また色彩などにおいて共通の理解が求められる。

また、新田地区は旧東津野村の中心地区であり、北川川とその支流の力石川の合流地点に位置し、国道 197 号と国道 439 号が交差する交通の要所の地ともなっている。平地の少ない北川川沿いにおいて新田開発により拓かれており、まちの歴史は流域の他の集落と比べると比較的新しいが、まちの中央を流れる四万十川第二支流である北川川や山懐に抱かれた街並みは、山間の街らしい落ち着いた佇まいを形成している。

（2）課題

姫野々地区の街並みは、三島神社を中心として形成されており同神社で執り行われる「祭典」や「おなばれ」また「花取り踊り」などは地域と密接につながり、伝統文化として保たれてきた。

しかしながら、今日の生活形態の多様化により街並み景観にも大きな変化が現れてきている。については、商店や人家などを新築や改築時に周辺景観と調和したデザインへの誘導や屋外広告物のコントロール、また市街地の景観ポイントの整備等に取り組む必要がある。

また、新田地区は旧東津野村の行政や商業の中心地であったが、町村合併後その衰退は厳しいものがある。この様な状況下、町並み整備も議論されるところである。については、周辺景観と調和した町並みの形成を図ると共に、地区の大きな特徴である河川景観の保全や市街地からの景観ポイントの整備、屋外広告物のコントロールなど、景観整備に取り組む必要がある。

第3章 津野町の景観形成に関する理念・目標

1 理念

緑豊かな山林、四季折々の変化を見せる自然景観や農村風景、四季を通じて執り行われる様々な祭りや神事など、今我々が享受している美しい景観や心なごむ生活空間、そして伝統行事は風土や歴史また文化の表れであり、この地に生活する人々によって創造され、受け継がれてきた町民のかけがえのない共有の財産である。

ついては、これらかけがえのない財産を次代に残していくために、「景観は公のもの」を礎として、更に質の高い景観形成を進めていくものとする。

目指すべき方向

「自然と歴史と文化が織り成す津野の景観づくり」

理念の実現に向けて、良好な景観づくりの基本目標は、次のとおりとする。

- 1 歴史のある棚田や段畑、農村風景、四万十川や新荘川等の自然景観を積極的に保全すると共に、景観デザインに基づき更に質の高い生活空間整備を行う。
- 2 町民、事業者、町が良好な景観づくりのための役割を認識し、家庭、地域、職場、公共施設などの環境美化に積極的に取り組み、清楚で快適な町づくりを行う。
- 3 歴史と文化が息づく農村部の民家や地域の景観を形成する上で重要な樹木等の保存や育成に積極的に取り組むと共に、伝統文化や芸能などの地域資源を有効利用した、新たな観光交流の振興を図る。
- 4 市街地（商業地区・住宅地区）における個性のある町並みの保存を図ると共に、風土や歴史を基調とし魅力・賑わい・活力のある新しい市街地空間の整備に取り組む。

2 町・町民・事業者の責務

先人たちによって創造され、受け継がれてきた歴史的、文化的財産を次代に継承しつつ、町・町民・事業者等が景観づくりに対する役割を分担し、より質の高い生活環境づくりを進めるため、次に掲げる責務を果たすものとする。

■町の責務

- ① 町長は、良好な景観づくりに関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。
- ② 町長は、施策の策定及び実施に当たっては、町民及び事業者等の意見を十分に反映させるよう努めるものとする。
- ③ 町長は、町民並びに事業者等の景観づくりに関する知識の普及及び高揚を図るため必要な措置を講じるものとする。
- ④ 町長は、必要があると認めるときは、国、県又はその他の公共機関が実施する公共事業に対して、景観づくりに関する協力を要請するものとする。
- ⑤ 町長は、公共施設等の整備を行なう場合は、良好な景観づくりに先導的な役割を果たすものとする。

■町民の責務

- ① 町民は、自らが良好な景観づくりの主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努力するものとする。
- ② 町民は、町が実施する良好な景観づくりや町づくりに関する施策に協力し、共にその推進に努めるものとする。

■事業者の責務

- ① 事業者等は、事業活動の実施に当たっては、良好な景観づくりや地域づくりの妨げにならないよう努めるものとする。
- ② 事業者等は、町が定める良好な景観形成のための行為の制限を遵守すると共に、専門的知識や経験等を活用し積極的に良好な景観づくりに努めるものとする。

第4章 景観計画区域

1 景観計画区域

景観法第8条第2項1号に基づく景観計画区域は、津野町全域とする。

2 区域の区分

(1) 景観重点区域の指定方針

既存の高知県四万十川の保全と振興に関する基本条例(以下、「四万十川条例」という。)による取り組み及び重要文化的景観の保護に資する取り組みを踏まえ、重点的な景観形成の取り組みを行う区域を「景観重点区域」とし、その他の区域と「一般区域」とします。

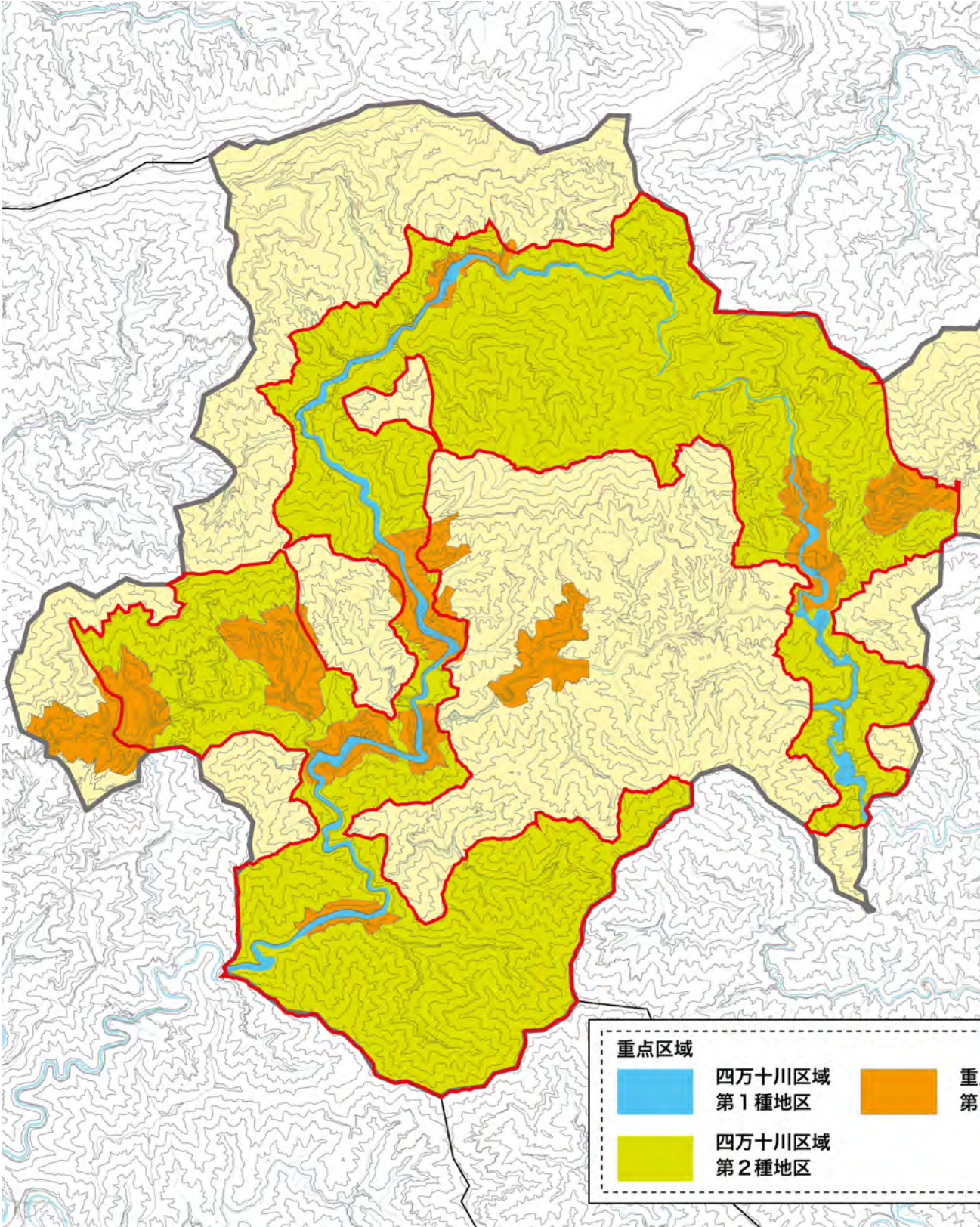
景観重点区域については、四万十川条例の重点地域及び重要文化的景観の選定地(以下、「四万十川区域」という。)に加え、地区や集落での一体的な景観まちづくりに取り組む範囲(以下、「重点地区」という。)を対象とします。また、景観重点区域については、区域内をそれぞれの景観形成の取り組みに合わせて第1種地区から第3種地区まで種別の設定を行います。

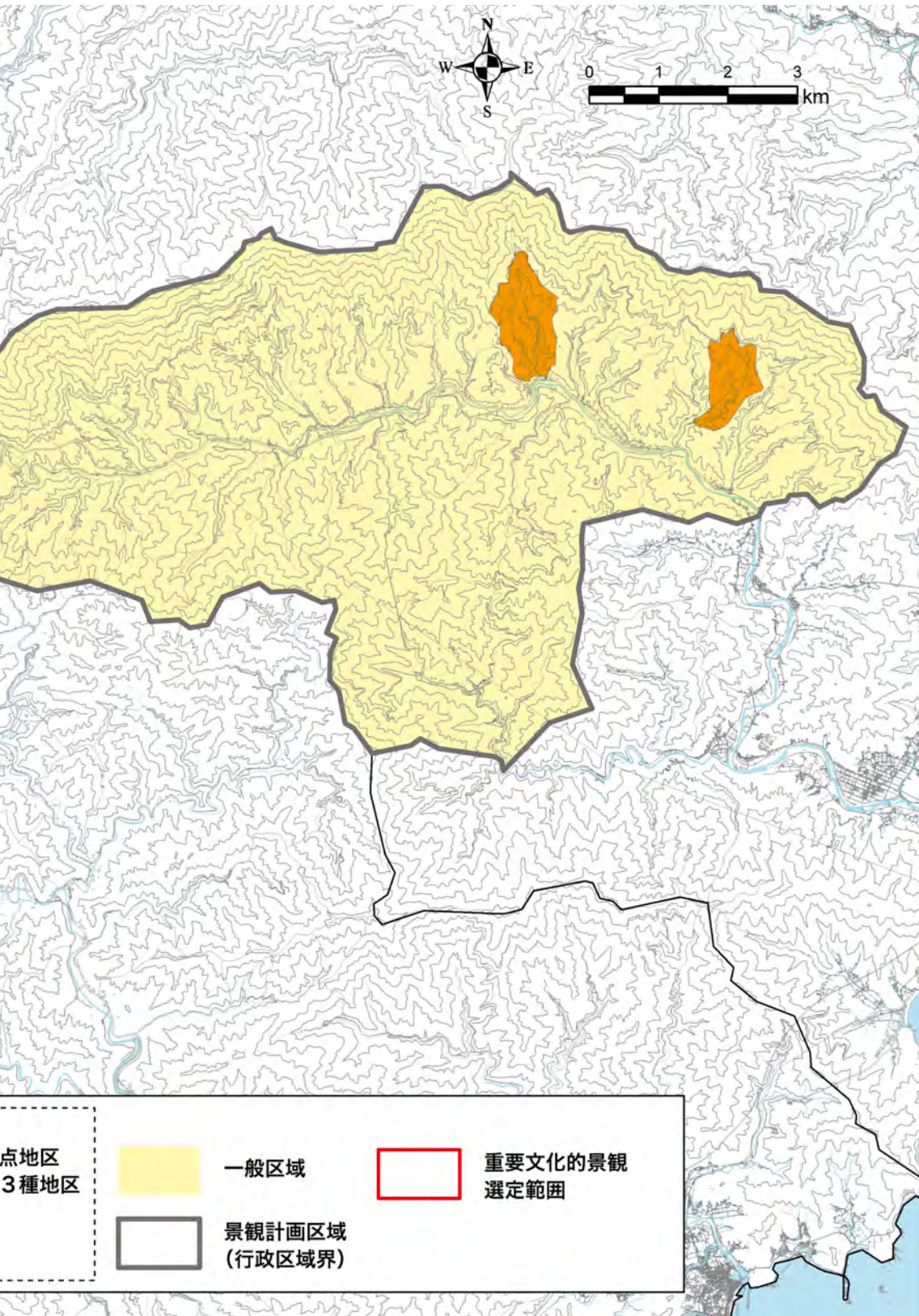
重点地区については、津野町景観条例第8条の規定に基づく地区として、次に掲げる地区を指定するものとする。

- ア) 歴史と文化が息づく緑豊かな農業集落景観の保全を目指す地区
- イ) 個性ある町並み保全に取り組む地区並びに、新たな魅力・賑わい・活力のある市街地景観の形成を目指す地区
- ウ) 四季を感じられる豊かな自然環境や景観形成づくりを目指す地区
- エ) 住民が、自らの地域を誇れるような生活環境や景観形成づくりを目指す地区
- オ) アからエに掲げる地区のほか、良好な景観の保全、創造を目指す地区

なお、重点地区(第3種地区)は、今後、関係地区の合意を得て順次その指定を拡大する。

景観計画区域の区分図





(2) 景観重点区域

本町の景観重点区域は、(1)のア～オに該当する地区とし優れた景観美を有する山村集落の保全や振興に取り組み質の高い生活空間整備を目指す。

■第1種地区（四万十川区域）

四万十川水系の河川環境及び河川の水辺が作りだす景観の保全を図る区域とする。

- ・ 四万十川条例の重点地域のうち「回廊地区」に該当する範囲（四万十川及び北川川から第一道路まで）

■第2種地区（四万十川区域）

四万十川沿いの山なみや山すそから傾斜地の環境及び景観の保全を図るとともに、既存の集落景観と調和した景観形成を図る区域とする。

- ・ 四万十川条例の重点地域のうち「保全・活用地区」に該当する範囲（四万十川及び北川川の第一道路から第一稜線まで）
- ・ 上記以外の重要文化的景観の選定範囲

■第3種地区（重点地区）

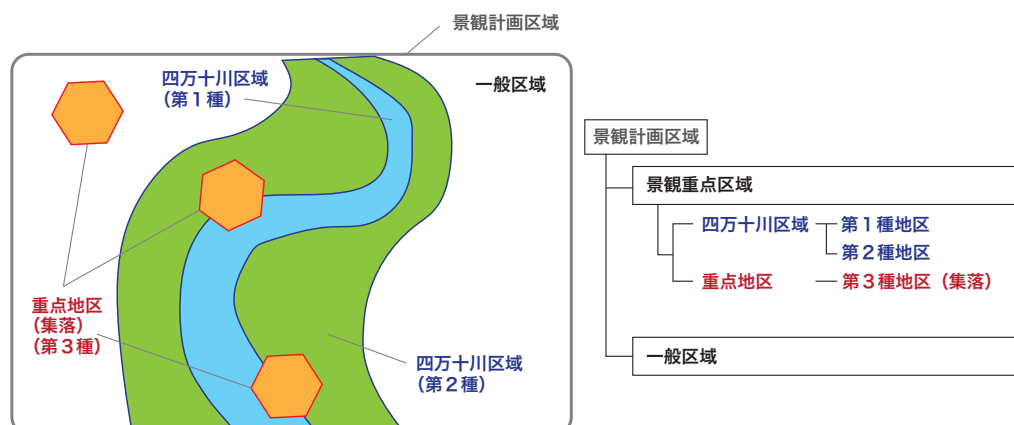
景観上の集落の特徴の継承しつつ、既存の集落景観と調和した景観形成を図る区域とする。

- ・ 重要文化的景観の選定範囲のうち、重要な構成要素に特定された集落地
大古味地区、北川地区、下野地区、芳生野地区、口目ヶ市地区、桂地区
船渡地区、船戸奈路地区、西の川地区、中村地区、高野地区、宮谷地区
- ・ 特徴ある集落景観を有する集落地
新田地区、樺の川地区、貝の川地区、力石地区

(3) 一般区域

景観重点区域以外の地域を「一般区域」とする。

区域区分の模式図



第5章 良好な景観づくりの方針

景観は、人々や社会の価値観、制度、経済状況などを反映し、時間の経過と共に絶えず変化するものであるが、少なくとも現に良好な景観や町並みが保全され、あるいは形成が進められている地区内において、その景観を阻害するようなデザインや色彩の建造物がつくられることは、決して望ましいことではない。

また、良好な景観は町の歴史や文化、自然の風景や建造物等あらゆる要素が組み合っ、永い時間を要して形成されるものであることから、町や住民、事業者等が一体となり、さらに学識経験者等とも協働し総合的に進めて行くものとする。

1 基本方針

- 1) 良好な景観づくりは、生活環境の向上等町民生活に密接に関係してくることから、住民、事業者、町が相互協力のもとに、景観施策を推進する。
- 2) 優れた景観や文化を有し、景観づくりのモデルとなる地区を重点地区として指定し、建造物の建築や色彩また樹木等の伐採等々に関して一定の規制の基準を設けることにより、積極的に景観の保全や創造に取り組む。
- 3) 津野町の景観を特徴づける建造物を「景観重要建造物」として、また周辺地域の景観形成に重要な樹木を「景観重要樹木」として指定する。
- 4) 公共の建築物、道路や公園等は良好な景観形成の模範として、先導的な役割を果たす必要があることから、事業の実施に当たっては周辺の景観特性を阻害することなく十分配慮をするとともに、地域の景観形成の上で重要な公共施設を景観法に基づく景観重要公共施設と位置づけ、その整備に関する方針を掲げるとともに特例等を活用することにより、良好な景観形成に努める。
- 5) 住民による自主的な景観づくりを進めるため、各規制措置なども含めて、景観に関する知識の普及や情報の提供に努める。

2 既存計画との調和

国、県、町が策定している既存計画に留意し、調和を保つものとする。

特に、本町の景観形成の上で大きな要素となっている山林や水辺景観と関わりが深い四万十川条例と整合を図るとともに、「森林計画」や「津野町四万十川条例」等を尊重し、関係機関との協議や連携に努める。

3 景観特性ごとの良好な景観づくりの方針

■四国カルスト天狗高原周辺

カルスト台地ならではの、個性ある景観美や自然環境を保全し、四国を代表する山岳観光スポットにふさわしい調和のとれた景観形成に取り組む。



四国カルスト

■河川・水辺周辺

源流の河川らしい、景観や環境を保全するため、河川敷の環境美化に努めるとともに水辺林の保護等に取り組む。

また、水生生物や鮎、アメゴ、ウナギなど多様な生物が生息できる河川環境の保全や整備に取り組み、心なごむ水辺空間づくりを行う。



北川川

■農村集落周辺

集落内や沿道への広告物設置、屋外への物品の集積や堆積などの規制、また沿道の花壇の維持管理に努め、快適でゆとりのある集落環境や沿道景観の形成に取り組む。

棚田や畑等の遊休放棄地の防止に努めるとともに、地域の自然や文化など個性を生かした、津野町らしい農村景観の維持と保全を図る。



集落

■市街地

地域の個性ある景観形成の上で重要と思われる建築物や樹木等の保全を図ると共に、新たに建設や改築される建築物等は周辺景観と調和した建築物とすべく意匠の誘導に努める。

周辺景観にそぐわない屋外広告等のコントロールに努める。



市街地

4 重点地区別の良好な景観づくりの方針

(1) 北川地区

本地区は、四万十川第二支流北川川の両岸の丘陵地に開けた集落であり、集落を南北に分ける北川川には日野地吊り橋が架けられ、両岸に広がる集落は四万十川上流地域での人々の営みを今に伝える山里の風景である。

特徴ある本集落の景観の保全・創出のための方針は以下の通りである。

- 集落や耕地などの背後地である、林地等との境界線の管理に努め里山風景の保全に取り組む。
- 本地域の景観形成の上で河川景観は重要な要素となっている。ついては、河川工事等において周辺景観との調和を図るとともに、水辺林や生態系等への影響の軽減や復元に努めること。
- 住宅や、道路に面する箇所には、自然石などを用いた花壇を設置し、集落の環境美化に努めること。

(2) 船戸地区（中村・船戸奈路・船戸・西の川）

本地区は、四万十川の最上流部に位置するとともに、須崎市から新荘川沿いに梶原方面に向かうルートと四万十川を溯ったルートの合流点に開けた集落である。この地の歴史は古く、縄文の時代からの人々の営みが確認されており、室町時代の高僧である義堂や絶海を輩出した地とも言われている。

また、津野山古式神楽や花取り踊りなどの伝統文化が今に伝わる地域でもある。

特徴ある本集落の景観の保全・創出のための方針は以下の通りである。

- 集落や農地の背後地である山林等との境界線の管理に努め、里山風景の保全に取り組む。
- 本地域の景観を形成する上において、農村景観は重要な要素であり、今後予想される農地整備等においては、石積工などを用いて山村の農村風景にふさわしい修景づくりに取り組む。
- 住宅や道路沿線などに自然石などを用いた花壇を設置し、集落の景観美化に努める。
- 津野山古式神楽や花取り踊りなどの伝統芸能の継承に取り組むと共に、神社やその鎮守の森を地域のシンボルとして保全する。
- 景観ポイントの整備を行う。

(3) 芳生野地区（芳生野・下野）

本地区は、四万十川第二支流北川川沿いに開かれた集落であり、山麓の鎮守の森やそれを中心として点在する集落、そして遠くに望む四国カルストの山並みなど、山村の集落としての風景を今に留めている。

特徴ある本集落の景観の保全・創出のための方針は以下の通りである。

- 集落や農地との背後地である、山林等との境界線の管理に努め里山風景の保全に取り組む。
- 「早瀬の一本橋」は、四万十川を渡る沈下橋の原型であり、地域の景観形成の上で重要である。ついては、津野山古式神楽や浦安の舞いなどの伝統芸能の継承、また神社やその鎮守の森のなどを一体的に保存していく。
- サイフォンを用いた水路や水路橋は、地域の生活を支える重要な施設であり、また地域の景観形成の上においても重要な要素である。ついては、景観に配慮した施設の管理や保全に取り組み、集落景観の向上に努める。
- 住宅や道路沿線などに自然石などを用いた花壇を設置し、集落景観のとしての美化に努める。

(4) 口目ヶ市地区

本地区は、四万十川第二支流北川川沿いの最上流部に位置する丘陵地に開けた集落であり、険しい山間に肩を寄せ合うように軒が並ぶ集落には、その地形や環境に適した古民家も多く、厳しい自然に適応した人々の暮らしが今に窺える景観となっている。

特徴ある本集落の景観の保全・創出のための方針は以下の通りである。

- 集落や農地の背後地である、山林等との境界線の管理に努め山里風景の保全に取り組む。
- 歴史観の在る古民家は、本集落の景観形成のうえで重要な要素であり、これら古民家の保全に取り組むと共に、住宅や道路沿線などに自然石などを用いた花壇や東屋、いなき等の設置を行い山村らしい風景の再現に努める。

(5) 大古味地区

四万十川第二支流北川川の南端部に位置する本地区は、鈴ヶ森や角点山のふもとに沿って集落や田畑が見られ、集落の対岸には広大な国有林があり、そこを源とする上野々川や野々川、また足谷、観音谷などの支流が北川川に注ぎ込んでいる。ここには、厳しい自然条件の中で川や森と共存し、農業や林業を営んできた人々の暮らしが残っている。

特徴ある本集落の景観の保全・創出のための方針は以下の通りである。

- 本地区の景観形成の上で河川景観は重要な要素となっている。ついでには、河川工事等においては周辺景観との調和を図ると共に、水辺林や生態系等への影響の軽減や復元に努める。
- 地域のシンボルとなっている「農耕用ゴンドラ」や「大ケヤキ」また「段畑」など、山里としての景観の保全に取り組む。

(6) 新田地区

本地区は、北川とその支流である力石川が合流した位置に開けた旧東津野村の中心集落であり、また国道 197 号と国道 439 号の分岐点となっている。

集落は、両国道に沿って形成され河川景観と相まって山間の集落らしい落ち着いた街並みとなっている。

特徴ある本集落の景観の保全・創出のための方針は以下の通りである。

- 景観に配慮した街並みの形成に努める。
- 市街地からの眺望ポイントを整備に努める。

(7) 力石地区

本地区は、四万十川第三支流である力石川並びに第四支流の西の谷川沿いに点在した集落である。特に西の谷川の流は緩く自然護岸が多く残り、古民家と相まって里山の原風景を漂わせている。また、初夏には大量のホタルが乱舞し訪れる人々を魅了している。

特徴ある本集落の景観の保全・創出のための方針は以下の通りである。

- 当地区の魅力は、小川のせせらぎや自然河岸を中心に点在する集落の形成にある。ついでには、自然河岸の保護・保全や里山風景の保全のための山林との境界線の管理に努める。
- 初夏の夜、乱舞するホタルは地域の大きな資源であり、その保護や育成に取り組む。
- 花木や紅葉などの植生や東屋などの整備を行い、里山らしい景観ポイントの整備を行う。

(8) 宮谷地区

本地区は、北川川の支流域に位置する集落である。その集落の標高差は約200mと極めて険しく、民家の多くは山の麓や斜面に張り付くように点在している。

また、農地の多くは棚田や段畑で形成されており、地域の特産であるお茶畑や棚田の風景は遠方の山並みと相まって、山里の原風景をかもし出している。

特徴ある本集落の景観の保全・創出のための方針は以下の通りである。

- 集落や農地の後背地である、山林との境界線の管理に努め山里風景の保全に取り組むと共に、地域のシンボルでもある棚田の景観保全に努める。
- 地域に伝わる、「堂の口開け」や「つべかえり地蔵」また「お薬師様」などの伝統行事や風習などの保存に努める。
- 景観ポイントを定め、自然石などを配置した花壇の設置や東屋の整備に努める。

(9) 高野地区

本地区は、北川の支流折渡川沿いに形成された集落であり、津野町を東西に貫く国道197号沿いの津野町の西端に位置する集落である。

本地区には、国の重要有形文化財に指定されている「高野の廻り舞台」やそこを舞台として演じられる「農村歌舞伎」また国の重要無形文化財に指定されている「津野山古式神楽」、そして「花取り踊り」や「牛鬼」など多くの有形、無形の文化が息づく処となっている。

特徴ある本集落の景観の保全・創出のための方針は以下の通りである。

- 集落や農地の背後地である、山林等との境界線の管理に努め里山風景の保全に取り組む。
- 地域の持つ、有形・無形の伝統文化の保存と育成に努める。
- 自然石や花木などを配した花壇の設置や、里山らしい景観ポイントの整備に努める。

(10) 樺の川地区

本地区は、新莊川の第二支流樺の川の溪流沿いに点在する集落である。

本集落の特徴は、里山の代表的な風景とも言える棚田にあり、その規模は本町では最も広い面積を有する処となっており、先人の汗にまみれた開拓の歴史が窺える景観となっている。また、本地区にある勝宝寺は永禄9年(1566年)に観音堂が再建されたという記録からも、地域の歴史の古さを物語っている。

特徴ある本集落の景観の保全・創出のための方針は以下の通りである。

- 集落や農地との背後地である、山林等との境界線の管理に努め、里山景観の保全に取り組む。
- 本地域を最も特徴付けている棚田の保全に努める。

(11) 貝の川地区

本地区は、新莊川の支流貝の川沿いに点在する集落である。

その地形は急峻で、其処には長い歴史の中で先人達の汗と知恵の結晶で築かれた、棚田群があり急峻な石積みは、堅固な城壁を思わせる景観となっている。

特徴ある本集落の景観の保全・創出のための方針は以下の通りである。

□集落や農地との背後地である、山林等との境界線の管理に努め里山景観の保全に取り組む。

□本地区の特徴である、棚田の保全に取り組むと共に景観ポイントの整備を行う。

(12) 三間川地区

本地区は、新莊川の支流三間川沿いに点在する集落である。

その地形は急峻で、里山の代表的な風景とも言える棚田があり、其処には長い歴史の中で先人達の汗と知恵の結晶で拓かれた歴史を伝える景観となっている。坂本龍馬脱藩の道のルート内にあたる集落である。

特徴ある本集落の景観の保全・創出のための方針は以下の通りである。

□集落や農地との背後地である、山林等との境界線の管理に努め、里山景観の保全に取り組む。

□本地域を特徴づけている棚田の保全に取り組むと共に、龍馬脱藩の道休憩所等、景観ポイントとしての活用に取り組む。

(13) 西谷地区

本地区は、新莊川の支流沿いに点在する集落である。

その地形は急峻で谷は狭い中、傾斜地に家屋や畑等の農地と石積みからなる代表的な山間の里の風景があり、坂本龍馬脱藩の道のルート内にあたる集落である。

特徴ある本集落の景観の保全・創出のための方針は以下の通りである。

□集落や農地との背後地である、山林等との境界線の管理に努め、里山景観の保全に取り組む。

□本地域を特徴づけている石積みの保全に取り組むと共に、龍馬脱藩の道を活かした景観ポイントの整備・活用に取り組む。

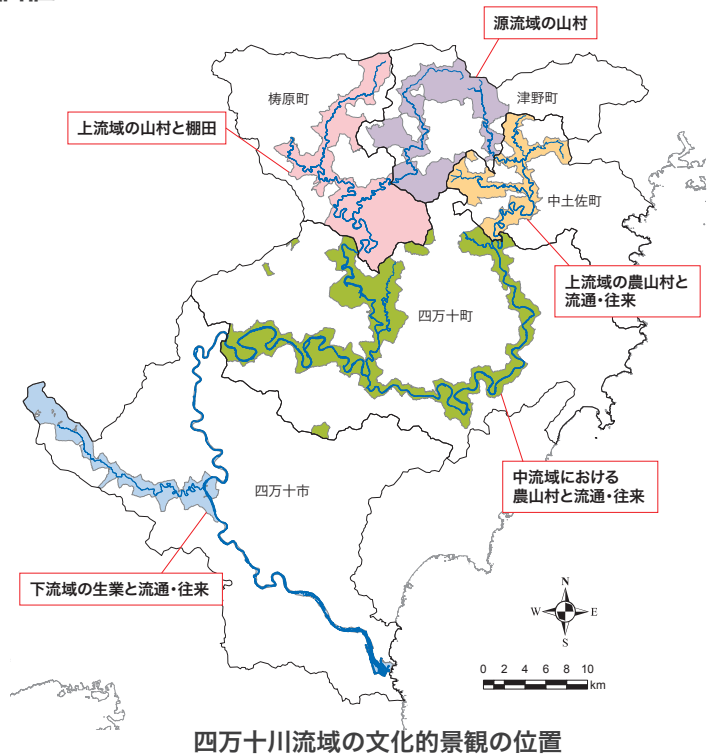
5 四万十川流域の文化的景観の保全・継承

(1) 四万十川流域の文化的景観の価値

四万十川流域では、山と川がつくり出す地形のまとまりごとに暮らしが形成されている。地形条件は多様で、気候風土の自然条件は異なるものの、地形に応じた土地利用が行われ、時代の変化や自然条件と呼応しながら持続可能な暮らしが育まれている。

この四万十川流域らしい景観とは、自然と折り合う人々の営みによって形づくられた土地の使い方と、その営みとともに


維持されてきた四万十川と山々の豊かな自然環境が、一体となり形成されている。四万十川流域では、源流域から河口域まで相互に関係を持ちながら、流域全体を通して「山・川とともに生きる人々の持続的な暮らしの在り様」を伝える重要な文化的景観が育まれている。




四万十川流域の文化的景観の位置

四万十川流域の文化的景観の見かた


山と川による「安定した大地のフレーム」と小さな変化を繰り返す「生きている川」



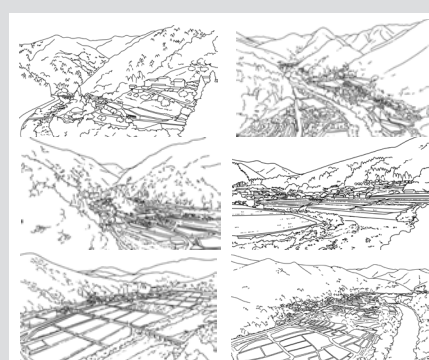
自然条件と上手につきあう「環境から得るもので生きる暮らし方」



川と道のネットワークにより付与される営みと文化における「個性」



流域の多様な景観のまとまり

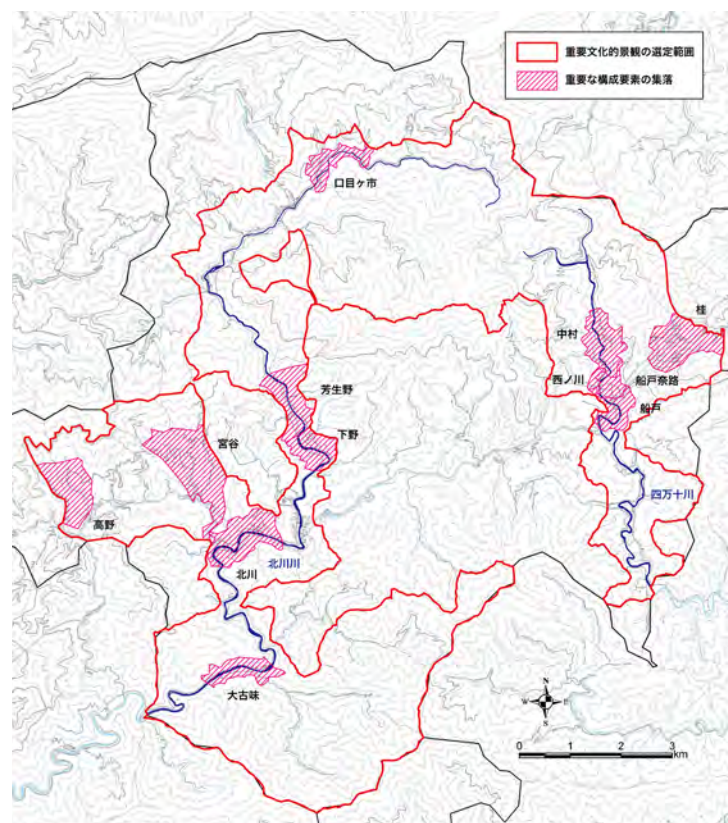


(2) 「四万十川源流域の山村の文化的景観」の保存継承

津野町における四万十川水系は、不入山を源流点とする四万十川本流と北川川の大きく2つに区分できる。昭和30年代に造林された国有林等は、かつて製材とともに木炭が生産されていた。源流域では増水を利用した堰出し等の搬出方法が使用されたが林業従事者の危険を伴った。そのため、早い時期から中土佐町久礼へ木馬やトロッコによる陸路での搬出がなされ、山間にありながら流通・往来の核となる集落が形成された。

また集落は平野が少ないことから、700m級の山々を背景として河岸から上部の山林まで続く緩な傾斜地に張り付くように居住地が展開し、石積みによる小規模な畑や棚田が点在する。これらの集落は、かつて往来する人々の宿泊場所として、あるいは物資の集積地の役割を担っていた。急傾斜地の段畑では、かつてはイモ、ムギ等が作られていたが、現在は茶の生産が中心となり、本町を代表する産品となっている。

このように、津野町には、四万十川本流沿い及び北川川沿いにかけて、源流域の自然条件に適応しつつ、川や畑地、家屋や里山等が一体となって発展した山間地における居住のあり方を伝える「四万十川源流域の山村の文化的景観」が形成されており、これらの保全・継承を図る。



「四万十川源流域の山村の文化的景観」の位置と重要な構成要素の集落

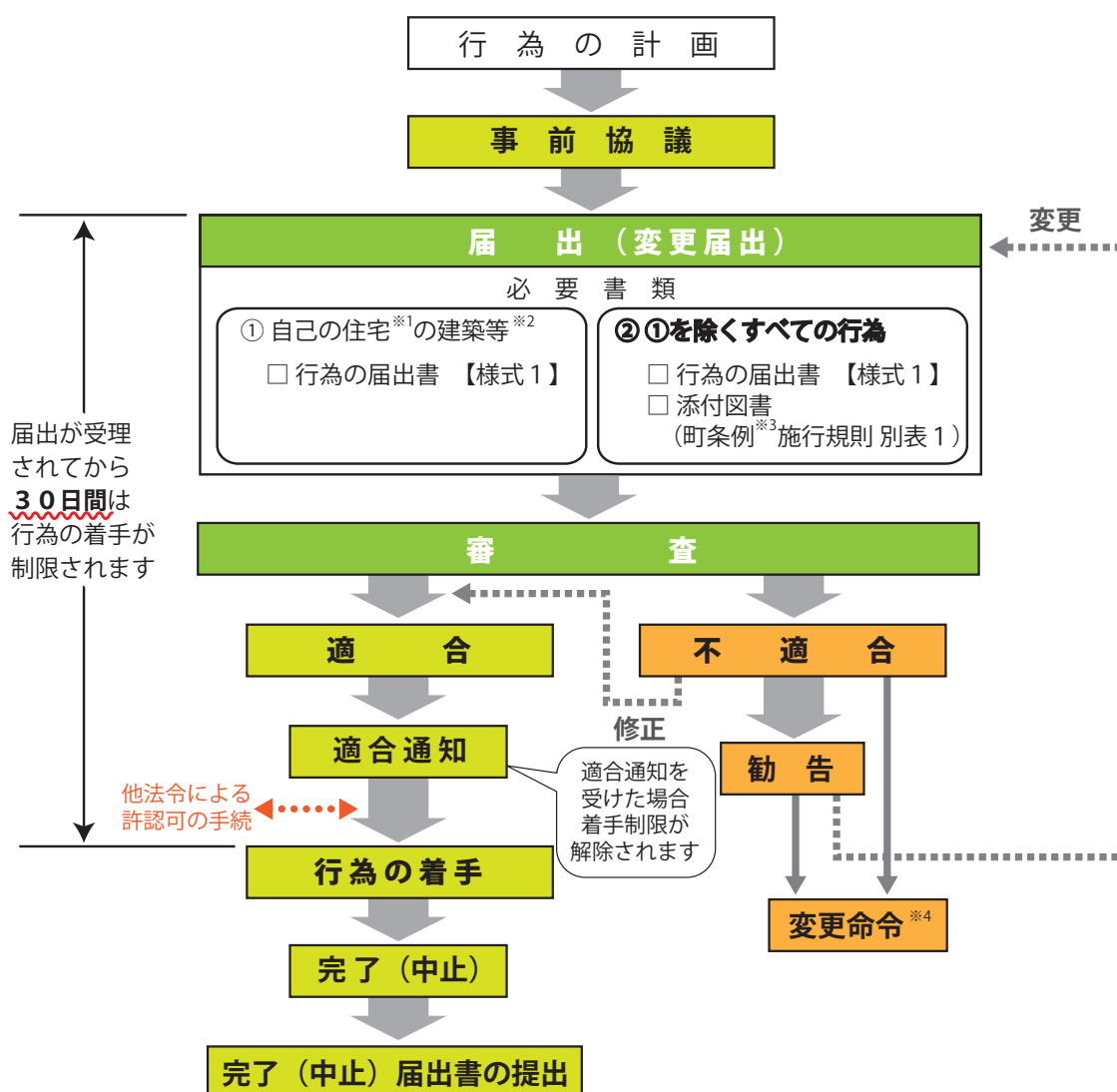
第6章 良好な景観形成のための行為の制限

1 届出の流れ

津野町では、次項に定める建築等の行為（届出対象行為）を行う際には、行為に着手する30日前までに必ず景観法に基づく届出が必要である。

建築等の行為を計画する際には、事前に津野町に相談を行う手続きが必要となる。

届出の流れ（フロー図）



※1 自己の居住の用のみに供する住宅（店舗や事業所等と併用する場合は該当しません。）
 ※2 建築等とは、「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」のいずれかに該当する行為
 ※3 津野町景観条例
 ※4 建築物の建築等及び工作物の建設等が対象

2 届出対象行為

良好な景観を保全・形成するうえで特に影響を及ぼす規模の建築行為等を対象とした行為の制限として、区域の区分ごとに届出対象行為を次のとおり定めます。なお、届出行為は、四万十川条例では許可申請が不要である自己居住住宅も、景観法に基づく届出の対象行為となります。

区域別届出対象行為の一覧

	重点区域	
	四万十川区域	
	第1種地区	第2種地区
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 建築面積 100㎡以上、又は高さ 10.0m 以上 <input type="checkbox"/> 外観の変更に係る部分の面積の合計が 10.0㎡以上となるもの	
工作物*の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 築造面積 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの	<input type="checkbox"/> 築造面積 50㎡以上、又は高さ 5.0m を超えるもの <input type="checkbox"/> 擁壁等で高さ 2.0m 以上かつ延長 10m 以上のもの <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの
開発行為	<input type="checkbox"/> 区域面積 100㎡以上のもの	<input type="checkbox"/> 区域面積 200㎡以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石の採取で 10㎡以上又は高さ 1.5m を超えるもの <input type="checkbox"/> 100㎡以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石の採取で 200㎡以上又は高さ 3.0m を超えるもの <input type="checkbox"/> 盛土 1.0m 以上又は切土 2.0m 以上で、200㎡以上の土地の開墾、その他土地の形質の変更
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<input type="checkbox"/> 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの（存続期間が 90 日を超えるもの）	
木竹の植栽又は伐採	<input type="checkbox"/> 100㎡以上	<input type="checkbox"/> 200㎡以上
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）	<input type="checkbox"/> 届出対象となる建築物・工作物・広告物等に対して設置するすべての特定照明（存続期間が 30 日を超えるもの）	

※津野町景観計画における「工作物」とは、以下のものと定義します。

- ・ 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ・ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・ 塀、門、柵、垣、擁壁類、舗装その他これらに類するもの
- ・ 昇降機、乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- ・ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ・ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ・ 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫の用途に供する工作物
- ・ 風力発電設備、太陽光発電設備その他これらに類するもの

重点地区	一般区域
第3種地区	
<input type="checkbox"/> 全ての行為（10㎡未満の増改築、模様替え等を除く）	<input type="checkbox"/> 建築面積 200㎡以上、又は高さ 10.0m 以上 <input type="checkbox"/> 上記の規模で外観の変更に係る部分の面積の合計が外観面積の 1/4 以上となるもの
<input type="checkbox"/> 築造面積 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの	<input type="checkbox"/> 築造面積 500㎡以上、又は高さ 10.0m を超えるもの <input type="checkbox"/> 上記の規模で外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が外観の 1/4 以上となるもの
<input type="checkbox"/> 区域面積 100㎡以上のもの	<input type="checkbox"/> 区域面積 3000㎡以上のもの
<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石の採取で 10㎡以上又は高さ 1.5m を超えるもの <input type="checkbox"/> 高さ 0.5m 以上の切土・盛土を伴う 100㎡以上の土地の開墾、その他土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 区域面積 3000㎡以上のもの
<input type="checkbox"/> 10㎡以上、又は高さ 1.5m を超えるもの （存続期間が 90 日を超えるもの）	<input type="checkbox"/> 区域面積 3000㎡以上のもの
<input type="checkbox"/> 100㎡以上	<input type="checkbox"/> 区域面積 3000㎡以上のもの
<input type="checkbox"/> 届出対象となる建築物・工作物・広告物等に対して設置するすべての特定照明 （存続期間が 30 日を超えるもの）	-

3 届出が適用されない行為

届出対象行為のうち、下記の目的等により実施する行為については、届出（通知）は適用しません。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 仮設の工作物の建設等（建築物の場合、仮設でも届出が必要です）
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 農業を営むために行う行為のうち、以下に該当するもの
 - ① 用途を改変しない農地の改変（※新しく農地を開墾する場合は届出が必要です）
 - ② 幅員が3.0m未満の農道の設置
 - ③ 幅員が2m以下の用排水路の設置
 - ④ 桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹又は伐採する行為
 - ⑤ その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為
- 林業を営むために行う行為のうち、以下に該当するもの
 - ① 木材の搬出や林業経営に必要な資材を運搬するための幅員が3.0m未満の作業道や林道の設置
 - ② スギ、ヒノキ等の人工林を間伐、保育、主伐するために付帯して行う行為（※皆伐の場合は届出が必要です）
 - ③ 天然林農地、椎茸原木（クヌギ、コナラ等）及び薪炭林（シイ、カシ等）を伐採する行為
 - ④ その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為

- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 景観重要建造物について、現状変更の許可を受けて行う行為
- (4) 景観重要公共施設について、景観計画に整備に関する事項（整備方針）が定められたものの整備として行う行為
- (5) 学術研究、環境学習その他公益上の事由により町長が特に必要と認めるもの

4 景観形成基準

区域ごとに、行為別の景観形成基準を定めることとします。

(1) 四万十川区域

■建築物

	第1種地区	第2種地区
配置・高さ	<input type="checkbox"/> 高さは13mを超えないこと <input type="checkbox"/> 周囲の集落景観と調和した規模・配置とすること <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 高さは20mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 周囲の集落景観と調和した規模・配置とすること <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とする	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とする
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 大規模となる場合には、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない配置や規模とするとともに、周囲に圧迫感や違和感を与えるような奇抜や形態や意匠は避ける	<input type="checkbox"/> 大規模となる場合には、四万十川の連続する水辺の景観や集落景観を阻害しない配置や規模とするとともに、周囲に圧迫感や違和感を与えるような奇抜や形態や意匠は避ける
形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする <input type="checkbox"/> 屋根、外壁等の形態・意匠及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること	<input type="checkbox"/> 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする <input type="checkbox"/> 屋根、外壁等の形態・意匠及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること
光害の抑制	<input type="checkbox"/> 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること <input type="checkbox"/> 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける	<input type="checkbox"/> 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること <input type="checkbox"/> 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける
石垣の保全・活用	<input type="checkbox"/> 行為地に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	<input type="checkbox"/> 行為地に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
緑化	<input type="checkbox"/> 敷地境界における緑化等により周囲と調和するよう配慮する <input type="checkbox"/> 傾斜地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと	<input type="checkbox"/> 敷地境界における緑化等により周囲と調和するよう配慮する <input type="checkbox"/> 傾斜地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと
駐車場・空き地	<input type="checkbox"/> 川や主要な道路からの眺望において、閑散とした印象となるのを避けるため、生垣や樹木等による遮へいを行うこと <input type="checkbox"/> 適切な維持・管理を行うこと	<input type="checkbox"/> 適切な維持・管理を行うこと

■工作物

	第1種地区	第2種地区
配置・高さ	<p><input type="checkbox"/> 高さ13mを超えないこと。ただし、既存の電柱で13mを超えるものの改築においては、やむを得ない場合には従前の高さを上限とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 大規模な人工物を配置する場合には、周囲の景観への影響を最小限とする位置への配置とする</p> <p><input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。</p>	<p><input type="checkbox"/> 高さ20mを超えないこと。ただし、既存の工作物の建て替えについては、公益上必要なものであると町長が認める場合に限り、従前の高さを上限とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 大規模な人工物を配置する場合には、周囲の景観への影響を最小限とする位置への配置とする</p> <p><input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。</p>
稜線等の分断	<p><input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること</p>	<p><input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること</p>
河川景観との調和	<p><input type="checkbox"/> 大規模な人工物は、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない規模及び配置とすること</p> <p><input type="checkbox"/> 河川及び道路から工作物及び当該行為地が容易に望見されることのないよう、中高木による遮へいによる修景を行うこと</p>	<p><input type="checkbox"/> 大規模な人工物は、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない規模及び配置とすること</p> <p><input type="checkbox"/> 直線的な形状や大きな面・壁等が連続するような形態及び配置は避ける</p>
形態・意匠、色彩・素材	<p><input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする</p> <p><input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用は避ける</p>	<p><input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする</p> <p><input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用は避ける</p>
光害の抑制	<p><input type="checkbox"/> 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること</p> <p><input type="checkbox"/> 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける</p>	<p><input type="checkbox"/> 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること</p> <p><input type="checkbox"/> 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける</p>
緩衝帯の設置(鉄塔等は除く)	<p><input type="checkbox"/> 行為地の(その出入口を除く)境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること</p>	<p><input type="checkbox"/> 行為地の(その出入口を除く)境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること</p>
天然林等の保全	<p><input type="checkbox"/> 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する</p>	<p><input type="checkbox"/> 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する</p>
緑化(鉄塔等は除く)	<p><input type="checkbox"/> 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する</p> <p><input type="checkbox"/> 斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと</p>	<p><input type="checkbox"/> 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する</p> <p><input type="checkbox"/> 斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと</p>
空き地	<p><input type="checkbox"/> 撤去後、空き地となる場合には、適切な維持・管理を行うこと</p>	<p><input type="checkbox"/> 撤去後、空き地となる場合には、適切な維持・管理を行うこと</p>

■開発行為

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
緩衝帯の配置	<input type="checkbox"/> 1000㎡以上の行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること	<input type="checkbox"/> 1000㎡以上の行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木等による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
盛土又は切土の高さ	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする	-
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと <input type="checkbox"/> 河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 河川や主要な道路からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと
天然林等の保全	<input type="checkbox"/> 原則として水辺の天然林は保全すること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の30%以下とすること。 <input type="checkbox"/> 原則として、植林の伐採方法を間伐とすること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該植林の面積の30%以下とすること。 <input type="checkbox"/> 植林（杉・桧）の下刈り、間伐を適正に行うこと。	<input type="checkbox"/> 原則として天然林は保全すること。行為地内の全体の伐採率は当該天然林面積の30%以下とすること
石垣の保全・活用	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること

■土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

①土石の採取・鉱物の掘採

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	□地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	□地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと □沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	□山と川がつくりだす景観を阻害しないこと	□山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
切土の高さ	□切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする	-
河川景観との調和	□河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々がつくりだす景観を阻害しないこと	□河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々がつくりだす景観を阻害しないこと
石垣の保全・活用	□行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	□行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
裸地の遮へい	□行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと	□行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと
法面等の緑化	□法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと □法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること	□法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと □法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること

②土地の開墾その他土地の形質の変更

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
緩衝帯の配置	<input type="checkbox"/> 1000㎡以上の行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること	<input type="checkbox"/> 1000㎡以上の行為地の（その出入口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木等による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
盛土又は切土の高さ	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする	-
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと <input type="checkbox"/> 河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと	<input type="checkbox"/> 河川や主要な道路からの眺望において、川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観を阻害しないこと
天然林等の保全	<input type="checkbox"/> 原則として水辺の天然林は保全すること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の30%以下とすること。 <input type="checkbox"/> 原則として、植林の伐採方法を間伐とすること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該植林の面積の30%以下とすること。 <input type="checkbox"/> 植林（杉・桧）の下刈り、間伐を適正に行うこと。	<input type="checkbox"/> 原則として天然林は保全すること。行為地内の全体の伐採率は当該天然林面積の30%以下とすること
石垣の保全・活用	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること
緑化	<input type="checkbox"/> 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する	<input type="checkbox"/> 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する <input type="checkbox"/> 斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと

■屋外における土石等の堆積

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
物品の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為地の（その出入り口を除く）境界線 <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。 <input type="checkbox"/> 集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること	<input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。 <input type="checkbox"/> 集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること

■木竹の植栽又は伐採

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
裸地の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと

■特定照明

	第1種地区	第2種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
光害の抑制	<input type="checkbox"/> 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。サーチライトの使用は原則禁止する <input type="checkbox"/> 遮光具等により、水平方向に光が漏れない構造とし、特に川にむけた照射は行わないこと	<input type="checkbox"/> 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。サーチライトの使用は原則禁止する <input type="checkbox"/> 遮光具等により、水平方向に光が漏れない構造とし、特に川にむけた照射は行わないこと
色彩	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする

(2) 重点地区

■建築物

	第3種地区
配置・高さ	<input type="checkbox"/> 高さは原則として10mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 周囲の集落景観と調和した規模・配置とすること
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 四万十川等の連続する水辺の景観を阻害しない配置や規模とするとともに、周囲に圧迫感や違和感を与えるような奇抜や形態や意匠は避ける
形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 原則として、勾配屋根、適度な軒の出を有すること <input type="checkbox"/> 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする <input type="checkbox"/> 屋根、外壁等の形態・意匠及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること
光害の抑制	<input type="checkbox"/> 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長ものを使用すること <input type="checkbox"/> 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける
石垣の保全・活用	<input type="checkbox"/> 行為地に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
緑化	<input type="checkbox"/> 敷地境界における緑化等により周囲と調和するよう配慮する <input type="checkbox"/> 傾斜地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと
駐車場・空き地	<input type="checkbox"/> 川や主要な道路からの眺望において、閑散とした印象となるのを避けるため、生垣や樹木等による遮へいを行うこと <input type="checkbox"/> 適切な維持・管理を行うこと

■工作物

	第3種地区
配置・高さ	<input type="checkbox"/> 高さ13mを超えないこと。ただし、既存の電柱で13mを超えるものの改築においては、やむを得ない場合には従前の高さを上限とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な人工物を配置する場合には、周囲の景観への影響を最小限とする位置への配置とする
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 四万十川等の連続する水辺の景観を阻害しない規模及び配置とすること <input type="checkbox"/> 河川及び道路から工作物及び当該行為地が容易に望見されることのないよう、中高木による遮へいによる修景を行うこと <input type="checkbox"/> 直線的な形状や大きな面・壁等が連続するような形態及び配置は避ける
形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする <input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用は避ける
光害の抑制	<input type="checkbox"/> 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長ものを使用すること <input type="checkbox"/> 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける
緩衝帯の設置（鉄塔等は除く）	<input type="checkbox"/> 行為地の（その出入り口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
天然林等の保全	<input type="checkbox"/> 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する

	第3種地区
石垣の 保全・活用	□行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
緑化（鉄塔 等は除く）	□行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する □斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと
空き地	□撤去後、空き地となる場合には、適切な維持・管理を行うこと

■開発行為

	第3種地区
生物の生息 環境の保全	□地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと □沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
緩衝帯の配 置	□行為地の（その出入り口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
稜線等の分 断	□連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと □山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
切土の高さ	□盛土又は切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする
河川景観と の調和	□蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと □河川や主要な道路からの眺望において、川と周囲に広がる山々ががつくりだす景観を阻害しないこと

	第3種地区
石垣の保 全・活用	□行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
工作物等の 形態・意匠、 色彩・素材	□法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと □法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること □擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとする

■土地の開墾、土石の採取・鉱物の掘採その他土地の形質の変更

①土石の採取・鉱物の掘採

	第3種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
切土の高さ	<input type="checkbox"/> 切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 河川からの眺望において、川と周囲に広がる山々がつくりだす景観を阻害しないこと
石垣の保全・活用	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
裸地の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと
法面等の緑化	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること

②土地の開墾その他土地の形質の変更

	第3種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
緩衝帯の配置	<input type="checkbox"/> 行為地の(その出入り口を除く)境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線・尾根線を分断しないこと <input type="checkbox"/> 山と川がつくりだす景観を阻害しないこと
盛土又は切土の高さ	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする
河川景観との調和	<input type="checkbox"/> 蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと <input type="checkbox"/> 河川や主要な道路からの眺望において、川と周囲に広がる山々がつくりだす景観を阻害しないこと
天然林等の保全	<input type="checkbox"/> 原則として水辺の天然林は保全すること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の30%以下とすること。 <input type="checkbox"/> 原則として、植林の伐採方法を間伐とすること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該植林の面積の30%以下とすること。 <input type="checkbox"/> 植林(杉・桧)の下刈り、間伐を適正に行うこと。

	第3種地区
石垣の保全・活用	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとする
緑化	<input type="checkbox"/> 行為地では樹木による緑化等により周囲の自然と調和するよう配慮する <input type="checkbox"/> 斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと

■屋外における土石等の堆積

	第3種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
物品の遮へい	<input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。 <input type="checkbox"/> 集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること

■木竹の植栽又は伐採

	第3種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
裸地の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと

■特定照明

	第3種地区
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
光害の抑制	<input type="checkbox"/> 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。サーチライトの使用は原則禁止する <input type="checkbox"/> 遮光具等により、水平方向に光が漏れない構造とし、特に川にむけた照射は行わないこと
色彩	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度4以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする

(3) 一般区域

■建築物

	一般区域
配置・高さ	<input type="checkbox"/> 高さは20mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 原則として、勾配屋根、適度な軒の出を有すること。これによらない場合は、建築物の形状、色彩等を周辺の建築物と調和するものとする。 <input type="checkbox"/> 原則として木材、石材等の自然素材を使用し、それにより難しい場合は、これを模したものを使用するなど周辺の景観と調和するものであること。 <input type="checkbox"/> 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度10以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする
外構	<input type="checkbox"/> 敷地境界における緑化等により周囲と調和するよう配慮する

■工作物

	一般区域
高さ・配置	<input type="checkbox"/> 高さは20mを超えないこと。ただし公益上やむを得ない事情があるものとして町長が認める場合はこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値は彩度10以下で、かつ周辺の景観と調和する色彩を基調とする
太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュール、フレーム、その他付属設備は、明度・彩度共に低い目立たないものとする <input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から望みできる場所に設置する場合には、道路等から直接、設備類が見えないよう植栽や塀等で遮へいする。

■開発行為

	一般区域
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 地形変化が最小限となることに配慮した造成に努める <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する <input type="checkbox"/> 法面や擁壁が生じる場合には長大なものは出来る限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等により周辺の自然と調和するよう努める <input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、周辺の自然になじむよう配慮する

■土地の開墾、土石の採取・鉱物の掘採その他土地の形質の変更

①土石の採取・鉱物の掘採

	一般区域
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
裸地の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと
法面等の緑化	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること

②土地の開墾その他土地の形質の変更

	一般区域
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
稜線等の分断	<input type="checkbox"/> 景観重点区域から見える山の稜線を分断しないこと
工作物等の形態・意匠、色彩・素材	<input type="checkbox"/> 地形改変が最小限となることに配慮した造成に努める <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する <input type="checkbox"/> 法面や擁壁が生じる場合には長大なものは出来る限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等により周辺の自然と調和するよう努める <input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、周辺の自然になじむよう配慮する

■屋外における土石等の堆積

	一般区域
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと <input type="checkbox"/> 沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
物品の遮へい	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から堆積物が目立たないように位置を工夫し、植栽や塀等による遮蔽等の措置をする

■木竹の植栽又は伐採

	一般区域
生物の生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと
裸地の遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと

第7章 景観重要建造物及び樹木の指定方針

1 景観重要建造物の指定方針

地域の自然や歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している当該建造物の敷地、その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有する、次に示す項目の何れかに該当する建造物を景観重要建造物として指定する。

指定方針

- 伝統的様式や技法で構成され、津野町の歴史や文化・生活が感じられる建造物
- 街並みや農村の景観形成の上で、核となっている建造物。
- 優れたデザインを有し、地域のシンボリック存在となっている建造物

景観重要建造物（指定済）

三嶋神社（高野）	片岡直輝直温生家（永野）	高野の廻り舞台（高野）
北川のつり橋（北川）	早瀬の一本橋（芳生野）	吉村虎太郎生家の門（芳生野）
サイフォン式水路（芳生野）		



三嶋神社（高野）



片岡直輝直温生家（永野）



高野の廻り舞台（高野）



北川のつり橋（北川）



早瀬の一本橋（芳生野）



吉村虎太郎生家の門（芳生野）

2 景観重要樹木の指定方針

地域の自然や歴史、文化等からみて、樹木様態が景観上の特徴を有し、道路その他の公共の場から公衆によって容易に望見され、かつ地域の良好な景観形成に重要であるものを、重要景観樹木として指定する。

指定方針

- 地域の住民に親しまれ、周辺景観の核となっている樹木。
- 樹姿（樹高・樹形）が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観形成寄与している樹木。
- 地域の景観形成に取り組む上において、重要な位置にあるもの。

景観重要樹木（指定済）

大古味河内五社神社の大ケヤキ（大古味）	洗慶堂の大藤（北川）	カ石の紅葉（カ石）
船戸の大銀杏（船戸）	芳生野のしだれ桜（芳生野）	



大古味河内五社神社の大ケヤキ



洗慶堂の大藤



カ石の紅葉



船戸の大銀杏



芳生野のしだれ桜

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

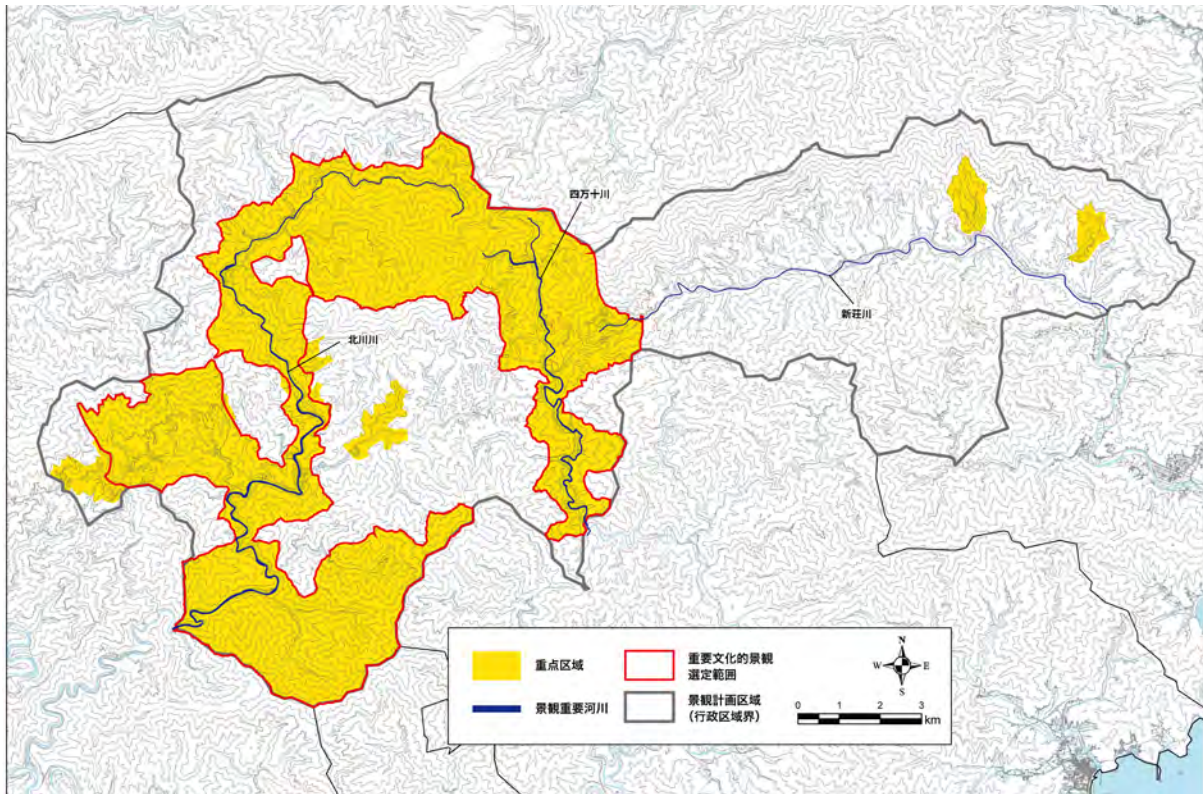
1 公共施設の整備に関する基本方針

本町の景観形成の上で大きな影響を及ぼす公共施設（道路・橋梁・河川）を、景観形成上重要な公共施設として指定する。

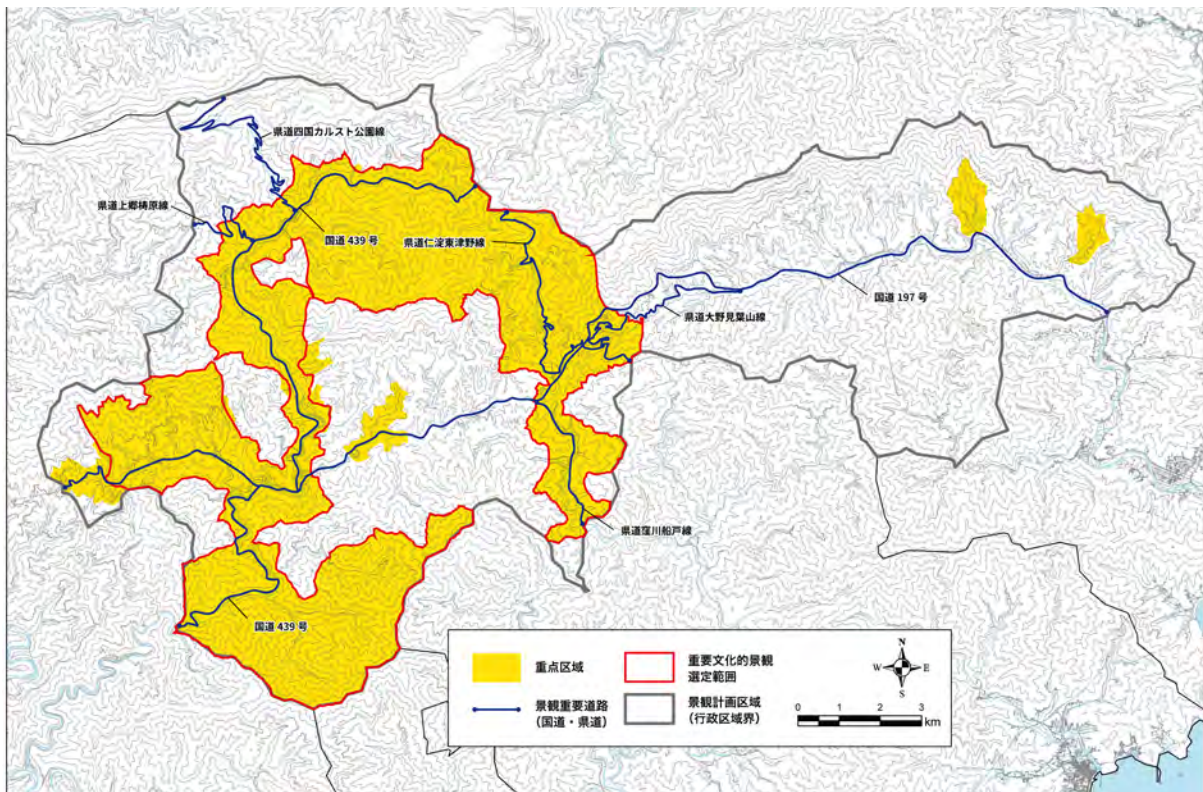
なお、指定に際しては、関係機関との協議を行う。

2 対象施設

分類	施設名	管理者	備考
河川	四万十川	県 (須崎土木事務所)	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	北川川	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
道路	国道 197 号	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	国道 439 号	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	県道窪川船戸線	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	県道大野見葉山線	〃	
	県道仁淀東津野線	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	県道上郷梶原線	〃	* (一部) 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	県道四国カルスト公園 縦断線	〃	* (一部) 重要な構成要素 (重要文化的景観)



景観重要河川の位置図



景観重要道路の位置図

3 景観重要河川の整備方針

- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、四万十川流域の文化的景観の価値の保存継承に向け、必要に応じて調査を行った上で整備に努める。
- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、多様な生物の生息環境に保全・再生に配慮するとともに、持続的な漁労環境に配慮した河川環境の保全・再生に関する調査及び整備に努める。
- 護岸等の整備において構造物を使用する際には、川からの眺めや川沿いの道路からの眺めに留意するとともに、川と山からなる河川景観との調和に配慮する。
- 水辺への眺めを活かした河川景観の整備を行う際には、水防林等で必要なものや生物の生息環境等に寄与するもの以外の必要以上に繁茂した河畔林等は伐採するなど、良好な河川景観の形成に向けた適切な管理に努める。
- 護岸や河川敷等の空間を活用できる場合には、水辺に親しめる広場や公園等の空間や川の眺めを楽しめる空間の創出を図るよう努める。
- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、専門家による技術的支援を活用しながら、四万十川水系の特徴を継承した河川環境及び河川景観の保全・創出に努める。



4 景観重要道路の整備方針

- 道路の拡幅に伴う安全対策工事等の地形改変や大規模な構造物を使用する工法を行う際には、川からの眺めや川沿いの道路からの眺めに留意し、川と山からなる河川景観との調和に配慮する。
- 現道上に架かる橋梁の整備・修繕にあたっては、周囲の景観や既存施設の歴史的背景等を踏まえ、デザイン及び色彩においては、四万十川らしい河川景観と調和するよう配慮する。
- 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識の標柱等は、周囲の景観が映えるような種類・色彩とし、周囲の景観と調和した素材や色彩の使用に努める。
- 防護柵や照明をはじめとした道路付属物については、種類・色彩において周囲の景観と調和するよう配慮する。
- 大規模な地形改変を伴う整備等においては、必要に応じて専門家による技術的支援を活用しながら、四万十川流域の川と山からなる自然景観の保全・形成に努める。



第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

本景観計画区域における屋外広告物に関する行為の制限は、高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第3条及び第5条により、全域が禁止地域又は許可地域に指定されており、一定規模以上の自家用広告物及び全ての非自家広告物に対する制限がかけられています。

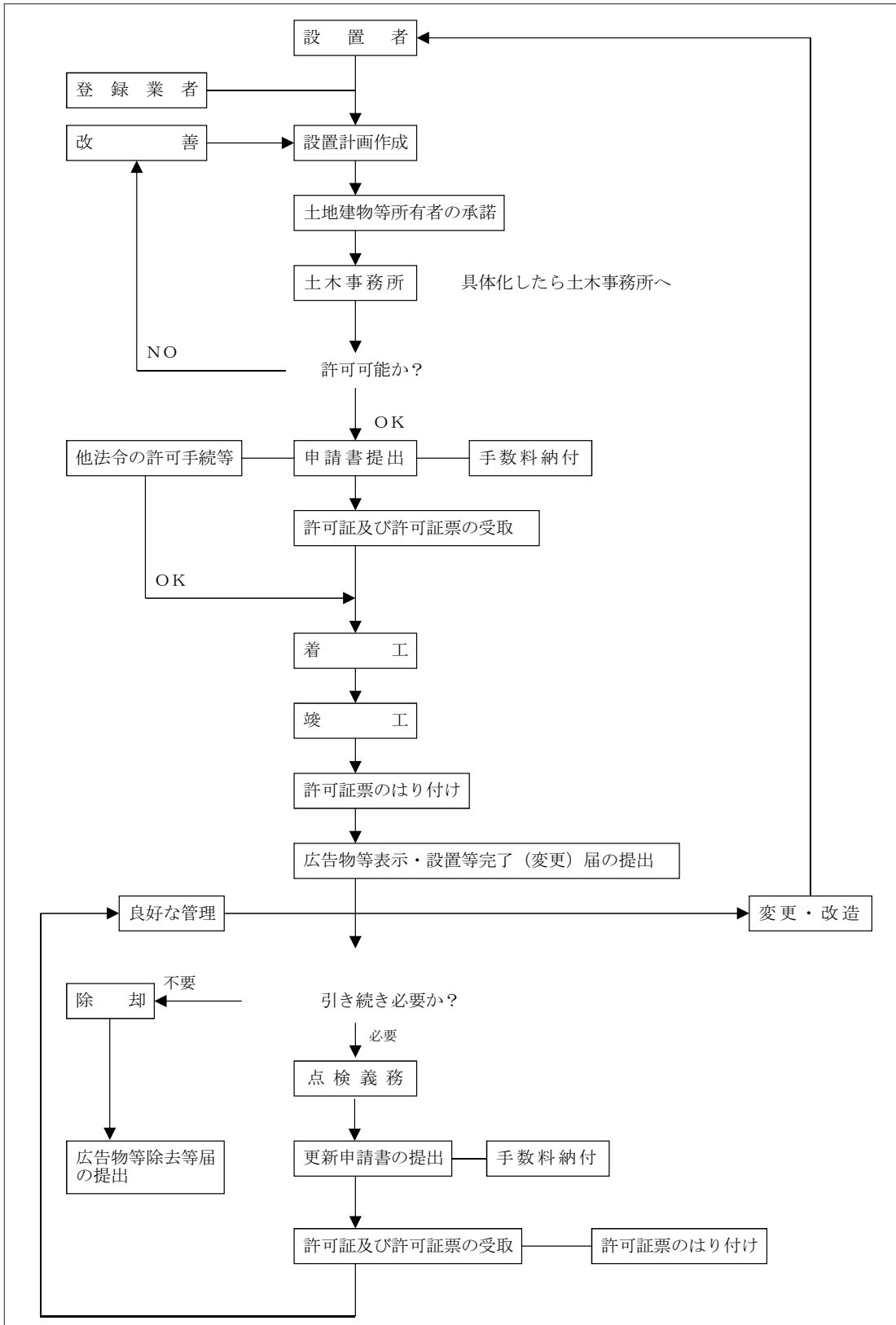
また、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例により、重点地域においては、屋外広告物に対して色彩等の基準が設けられ、景観の保全が図られています。

本町をはじめとした流域5市町で広域選定を受けている重要文化的景観の選定地や重点地区等における屋外広告物の制限内容については、今後、高知県と連携を図りながら、景観計画と整合した制限内容等について、高知県と継続的に協議を行うこととします。



高知県屋外広告物条例の規制概要（四万十町）

(参考) 高知県屋外広告物条例の許可の流れ



第 10 章 景観農業振興地域整備計画の策定 に関する基本的事項

景観農業振興地域整備計画は、景観法に基づく景観計画区域内の農業振興地域において農業振興地域整備計画と適合させながら、景観と調和した農業経営を推進するために、農用地等の保全や農業生産基盤の整備、農業用施設の整備を一体的に進めるための基本方針を定めたものである。

については、本町の農村景観の保全と営農環境の整備を推進する上において必要性が生じた場合に検討を行う。

第11章 その他の景観形成の取り組み

1 優良な景観建築物等の認定並びに表彰

新たに整備した建造物であって、地域の自然や歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している当該建造物の敷地、その他物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、かつ地域の良好な景観形成に資するものであると認めるものを「優良景観建築物等」として認定並びに表彰する。

2 自主的な地域づくり・景観づくり団体への支援措置等

景観法に基づく「景観協定」を結び、自主的に良好な生活環境や景観づくりを行おうとする地区等を景観法第11条第2項の規定に基づく提案団体として認定するとともに、地域づくり等に関する情報提供や資料収集、研修機会の確保などの支援を行う。

